



接続約款変更認可申請書

東相制第16-00081号
平成29年2月2日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさむら

代表取締役社長 山村 正徳

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成29年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第6章 責務</p> <p>第2節 保守 (トラヒック又は回線数等の通知)</p> <p>第50条 1～2 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 1 (略) (1) (2)又は(3)以外 (略) (2)～(3) (略)</p> <p>(手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(19) (略) (20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能(閘門交換機接続ルーティング伝送機能を除きます。)に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。</p>	<p>第6章 責務</p> <p>第2節 保守 (トラヒック又は回線数等の通知)</p> <p>第50条 1～2 (略)</p> <p>3 <u>一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第26-2欄において同じとします。)は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(協定事業者が一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第26-2欄及び2(料金額)2-1-3第6欄において同じとします。)及び各月の送受信データ量(一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能により送受信するデータ(Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。)の量をいいます。以下同じとします。)とします。以下第69条及び第74条において同じとします。)を当社に通知することを要します。</u></p> <p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 1 (略) (1) (2)、(3)又は(4)以外 (略) (2)～(3) (略) (4) <u>ルーティング伝送機能第6欄又は第7欄の場合</u> <u>前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間</u></p> <p>(手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(19) (略) (20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能(閘門交換機接続ルーティング伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を除きます。)に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。</p>

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

第69条

1～2(略)

第74条 削除

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

第69条

1～2(略)

3 当社は、定額制の網使用料(第64条第1項第4号の規定に該当するものに限り、)は見込み需要と料金表第1(網使用料)との規定により計算します。

(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定するルーティング伝送機能第6欄又は第7欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。)を把握したときは、第69条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先パケット(技術的条件集別表26.5に規定する優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。)を送受信した量とし、当社の機器により把握します。

3 当社は、当社の機器の故障等により送受信データ量の実績値を正しく把握することができなかった場合は、把握可能な実績(機器の故障等により正しく把握することができなかった日の初日(初日が確定できないときあては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する暦月(第70条(従量制の網使用料の計算方法)に規定する暦月をいいます。以下この項において同じとします。)の前12暦月を最長として、その間の送受信データ量の累計をいいます。)に基づいて算出した1日平均の送受信データ量に送受信データ量を正しく把握できなかった期間の日数を乗じた値と、正しく把握することができた送受信データ量に基づき、当年度実績を把握することとします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(26) (略)	(略)

料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,412 円	—
	イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,129 円	

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(26) (略)	(略)
(26)-2 ルーティング伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能については、組み合わせで適用します。</p> <p>イ 一般収容局ルータ優先パケット識別機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量(第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>

2 料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,185 円	—
	イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	7,910 円	

2-1-1-1の2~2-1-2(略)

2-2~2-6-2(略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	266,250 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	68,662 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	91,328 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	107,806 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,057 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	132,693 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,985 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	152,200 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,878 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	168,749 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	176,081 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,076 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	276,470 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,332 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	341,351 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	368,143 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	392,515 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	415,003 円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	435,608 円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	455,137 円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	608,468 円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	721,988 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	816,141 円		

2-1-1-1の2~2-1-2(略)

2-2~2-6-2(略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	173,889 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60,436 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80,161 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	94,679 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	106,357 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,615 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	125,452 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	133,816 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	141,234 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	148,178 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	154,649 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	205,627 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,877 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	273,737 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,099 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	323,621 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	345,013 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,749 円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	383,300 円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	400,432 円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	536,245 円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	637,500 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	721,715 円		

	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	898,189 円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	971,898 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,039,152 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,295 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,159,672 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,214,821 円

2 - 6 の 3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	157,594 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	209,622 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	247,450 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	277,870 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	304,586 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	328,216 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	349,375 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	369,301 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,374 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	404,212 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	537,408 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	634,797 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	714,900 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	783,892 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,475 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	901,501 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	953,207 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,000,591 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,045,505 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,398,344 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,659,814 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,876,836 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,066,076 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,236,179 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,391,465 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,535,022 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,669,936 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,797,442 円		

2 - 7 ~ 2 - 1 2 (略)

	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	795,041 円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	861,267 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	921,812 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	978,097 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,030,831 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080,962 円

2 - 6 の 3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	151,915 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	201,490 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,975 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,320 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,095 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	315,300 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	336,315 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	354,950 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	372,395 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	388,650 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,690 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,220 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	687,685 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	753,845 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	812,865 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	866,530 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	916,030 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	962,555 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,005,510 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,345,810 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,599,240 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,809,830 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,993,050 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,158,420 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,309,510 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,449,890 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,581,345 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,706,255 円		

2 - 7 ~ 2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1 I P通信網収容装置ごとに月額	1,163,278円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	4,312,500円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1通信ごとに	0.88860円	_____
	1秒ごとに	0.0061811円	_____

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1 I P通信網収容装置ごとに月額	1,196,836円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	4,583,333円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1通信ごとに	0.83833円	_____
	1秒ごとに	0.0024261円	_____
(6) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	1契約数ごとに月額	2.01円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7) 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	1 Mbitまでごとに月額	0.035668円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備考
(1)～(67) (略)	(略)	(略)

別表3 様式
様式第1～第24-3 (略)

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備考
(1)～(67) (略)	(略)	(略)
(68) 優先パケットの利 用に係る機能	優先パケットを利用した通信を行うにあたり、 協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般 収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受 信データ量の把握を行う機能	I P o E 接続を利用 している協定事業者 に適用します。

別表3 様式
様式第1～第24-3 (略)

様式第24-4 (第50条第3項関係)

一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能
に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項の規定により、一般収容局ルータ優先パ
ケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要について、以下の通
り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数(累計)
4月末	回線
5月末	回線
6月末	回線
7月末	回線
8月末	回線
9月末	回線
10月末	回線
11月末	回線
12月末	回線
1月末	回線
2月末	回線
3月末	回線

2.平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit
7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数(累計)は、一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、認可を受けた後、平成29年4月1日から実施します。ただし、平成29年4月1日を超えて認可を受けた場合は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額(第1表(接続料金)第1(網使用料)2-13第6欄及び第7欄を除きます。)については、平成29年4月1日に遡及して適用します。